

占領下公民館史研究序説 (12)

—— 日本文公民館構想案の変遷と J. M. ネルソン ——

An Introduction of the Study on the History of Citizens' Public Hall

Under the Occupation (12)

—— *The Change of Citizens' Public Hall Plan in Japanese and J.M.Nelson* ——

大田 高輝 *Takateru Ohta*

(音楽学部教養部会)

はじめに

憲法・1947年教育基本法制など戦後日本の教育改革が本格化する以前の1946(昭和二十一年)年7月、戦後日本の新しい社会教育機関が構想された。それが公民館である。本研究「占領下公民館史研究序説」は、この新しい社会教育機関である「公民館」が、連合国軍による占領下で、どのような協議を経て、構想化され、普及化され、法制化されていったのかという事実を、歴史的視点から極めて実証的な研究方法で、その全体像の跡づけを行う研究である。

本研究「日本文公民館構想案の変遷と J. M. ネルソン」の研究課題は、朱膳寺春三の提示した「もう一つの次官通牒」に関連して、さらなる占領文書の掘り起こしをしつつ、公民館の構想化に J. M. ネルソン (John Monninger Nelson) が果たした役割を再度考察することを通して、それらの位置づけを明確化し、以って「公民館構想」の有する価値を再確認しようとするところにある。

本論文の研究方法は、占領文書から日本文公民館構想案を掘り起こし、それと実際の次官通牒及び朱膳寺の提示した「もうひとつの次官通牒」とを提示し、それらをネルソンの会議記録 (Weekly Report, Report of Conference) に見られるネルソンの与えた影響を手がかりにしながら、比較検討し、それぞれの位置づけや価値について明らかにしていくものとする。

なお、本論文の構成とその概略を以下に示しておくこととする。

まず、(1) では、朱膳寺が「もう一つの次官通牒」という形で提起した問題をここであらためて確認することとする。

次に、(2) では、占領文書から掘り起こした日本文公民館構想案を判読できる範囲で全文掲載し、若干の解説を加えることとする。

最後に、(3) では、(1) 及び (2) で示した資料と実際の次官通牒とを、ネルソンの会議記録を手がかりにしながら、比較・分析し、それぞれの位置づけと価値を明確に示すこととする。

(1) 朱膳寺春三提示の「もう一つの次官通牒」

朱膳寺春三は、その著書『公民館の原点 - その発想から創設まで-』⁽¹⁾の中で、宮城県にみられた「もう一つの次官通牒」として、「公民館設置運営ニ関スル件」の存在を紹介している⁽²⁾。この「公民館設置運営ニ関スル件」という公文書は、日本の公民館史を解明する上で非常に重要な資料である。本論文のもっぱら紙幅の関係で、以下にその貴重な全文⁽³⁾を再録することはできないことはまことに残念である。

「もう一つの次官通牒」(「原文通牒」、本論文でも、以下、同様に呼ぶこととする)と朱膳寺の呼ぶこの公文書に関して、朱膳寺は、さまざまな可能性を列挙した最後に、「かりにも『公民館設置運営ニ関スル件』が、案文であったとしても、次官通牒の成熟過程を解明する、貴重な文献ではないか⁽⁴⁾」と指摘している。後述するが、朱膳寺のこの認識が最も当を得たものである。

宮城県においては、この「公民館設置運営ニ関スル件」が本吉地方事務所長から各町村長宛に公印を押したかたちで実際に発せられた事実から、朱膳寺が「原文通牒」と呼ぶこの文書も一つの完成した公文書であったことは確かである。朱膳寺は、そのことを「原文要綱(宮城県)は、たとえ、それが案文であったとしても、正式に通牒された形跡があること⁽⁵⁾(カッコ内、原文)」を指摘した上で、その本吉地方事務所長からの文書の元となった資料として、「地発第三九八号/昭和二十一年七月二十五日/内務省地方局長/各地方長官 殿/公民館設置運営に関する件通牒⁽⁶⁾」という公文書を紹介している。当時の状況として、公民館に関しては基本的には文部省が全体を掌握していたが、もう一つの可能性のある経路、内務省経由の通牒の可能性があった指摘に着目しておきたい。

いずれにしろ、この朱膳寺の紹介した「原文通牒」を本論文で比較・分析する重要な文書としてまずは認識しておきたい。

(2) 新たな日本文公民館構想案の紹介

これまでの研究において、公民館構想案(または、文部次官通牒案)は示されていなかった⁽⁷⁾。ところが、占領文書を研究していく中で貴重な公民館構想案が見つかった。以下に掲載する公民館構想案⁽⁸⁾は、日付が明記されていないことと、最後の部分の印刷状態が極めて悪いことから判読不可能なことがまことに残念ではあるが、貴重な史料であるので、判読可能な範囲で全文を掲載しておく。

案

文部次官

各地方長官殿

公民館の設置運営について

國民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的の水準を引き上げ、また町村自治體に民主主義の實際的訓練を與へると共に、科學思想を普及して、平和産業を振興する基を築くことは、新日本建設の爲に最も重要な課題として考へられるが、此の要請に應ずる爲に、地方に於て社會教育の中樞機關としての郷土圖書館、公會堂町村民集會所等の設置計畫が進捗し、其の實現を見つつあるものも少なくない事はまことに欣ばしい事である。よつて本省に於ても此の種の計畫が、全國各町村の自發的な創意努力によつて、益々力強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要綱に基く町村公民館の設置を奨勵することとなつたから、青年學校の運営と併行して、適切な指導奨勵を加へられる様、命に依つて通牒する。

尙本件については内務省、大藏省、商工省、農林省及厚生省に於て諒解済であることを附記する。

公民館設置運営要綱

一、趣旨

終戦に因る國民の放心虚脱状態を脱却し民主主義的な平和國家を創建する爲には國民の智識教養を高め其の文化水準を引

上げ以て産業振興の基礎を培ふと共に政治的訓練を全ふして國民各自が相互に協力提携し新日本建設の責任を自覺して其の礎石とならねばならぬ。

公民館は町村に於ける文化教養機關の中心施設として町村公民が常に會合し談論し讀書し、相互の啓發を爲し、産業生活上の指導を受ける所であり、又町村民相互の親睦交友を深める場所でもあると共に、其の機能は圖書館、博物館、公會堂、産業相談所、青年團、婦人會等各種の文化團體の本部の機能を兼ねた綜合的な町村振興の推進機關である。此の施設は、専ら町村民が其の公民としての自覺に基いて、自主的に維持運営するもので、又其の運営は青年學校の運営と不離一體の關係に於て爲さるべきものと考へられる。

二、公民館の目的

公民館は町村民の智識教養を高め其の文化的科學的素養を養ひ、相互に心身の鍛鍊修養を爲すと共に、相互の親睦を深め、自治生活の充實を圖り、各種産業活動振興の基礎を養ふを以て目的とする。

三、公民館運営上の方針

(一) 公民館は町村民の相互啓發に依り、其の教養文化の高める爲の機關であるから、町村民が進んで教を受け楽しんで之を活用する様に、努めて設備を充實し町村民にとつて有難い便利な施設として感謝される様に運営さるべきである。

(二) 公民館は同時に町村民の親睦交友を深め、相互の協力和合作を培ひ、以て町村自治向上の基礎となるべき機關であるから、成るべく堅苦しい窮屈な場所でなく、明朗な楽しい場所とす

る様に運営さるべきである。

(三) 公民館は亦新日本建設の推進力となるべき青年層を中心となつて少年層を導き、壯年層と協力し、自ら修養すると共に相互に人格の磨き合ふ機關であるから、青年學校の運営と不離一體の關係に於て運営さるべきである。

(四) 公民館は其の町村の特殊性、町村民の生活狀態等に應じ、又町村民の希望欲求を容れて、努めて民主的に又劃一的でなく適應性あり融通性ある運営か爲さるべきである。

(五) 公民館は町村民の教養文化を基礎として産業活動振興の原動力となるべき機關であるから、町村民に於ける各種の教化活動と産業指導の活動が綜合的に推進される様、町村内の各種機關の幹部や民間有識者の全面的協力を得て綜合的な運営か爲さるべきである。

(六) 公民館は謂はば町村民の民主主義的な訓練の實習場であるから、館内に於ては性別、老若貧富等で差別待遇するやうなことなく、お互の人格を尊重し合ひ、自由に討議し談論して、お互に自分の意見は率直に表明し、又他人の意見は素直に傾聽する習慣を養ふ様な場所となる様に運営さるべきである。

(七) 公民館は又中央の文化と地方の文化とが接觸交流する場所であるから、進んで中央講師を招聘して意見を聞くと共に、地方の事情をよく説明して諒解して貰ひ、中央の人と地方の人との思想上の距りをなくして、日本中の人か仲良く日本の再建に協力する原動力となる様に運営さるべきである。

四、公民館の設置

(一) 既設の青年學校校舎に併設して施設するを原則とし、獨立青年學校校舎のない場合は、國民學校に併設するなり、又は既

設の道場、公會堂、寺院其の他適當な既設建物を活用して設置すること。學校以外に圖書館、博物館、郷土館等があれば之を公民館に併合し又は之を公民館の分館として活用する様にする。私立に係る各種の施設で協議の上公民館に併合し得るものは之を併合すること。

(二) 青年學校が町村組合立となつて居る場合は、此の機會に成るべく各町村に於て獨立校舎を持つた町村立青年學校を持つ様にし、公民館を之に併設すること。

(三) 公民館は町村中心地區に一ヶ所設ける外、出來得れば各部落に分館を設けること。

五、公民館の管理及運営

(一) 公民館は町村立とし、其の管理者は町村長とすること。

(二) 公民館は町村民自身が自主的に其の必要を感じて自治的に設置すべきものであるから、町村の自治財政力に依つて、一般町村費及寄附金に依つて之を維持經理することを原則とすること、農業會、農事實行組合其の他の産業團體等の資金で公民館の運営上活用し得るものがあれば協議の上補助金として之を受け有用に活用する道を講ずること。

(三) 公民館の管理及運営の爲に必要と思はれるときは、左の二つの機關を作つて努めて民主的に之を運営すること。

イ、公民館維持會

ロ、公民館運営委員會

(四) 公民館維持會は公民館の設置運営に熱意ある特志者、公民館と關係の深い町村幹部、各種文化團體、産業團體の幹部等を以て組織し、公民館運営に關し必要な助言を爲すと共に、公民館に對する自主的な維持後援を爲すものであること。

(五) 公民館運営委員會は公民館維持會員の中から選舉された委員(凡そ三人乃至八人位か適當と思はれ、其の中に教育者及婦人を含むことが望ましい)を以て組織し、公民館の運営に關する計畫や具體的方法について協議し、町村自治體と公民館維持會との連絡調整に當るものであること。

(六) 公民館長は公民館運営委員の互選によるか、或は公民館運営委員會の推薦によつて町村長から之を囑託すること。青年學校長が公民館長を兼務すれば好成绩をあげ易いと思ふか、必ずしもその必要はなく、土地の名望家や特に人望のある文化人で適任者があれば専任館長として之を迎へて差支へないこと。

(七) 公民館の職員の選任及其の待遇等も館長の具申により公民館運営委員會で之を決定し町村長か之を囑託すること、主として青年學校教員及國民學校教員が兼務すべきであるが財政に餘裕のある限り出来るだけ多くの練達堪能な實力ある人材を囑託すること。

(八) 公民館の運営には町村民全體の支持と協力が必要であるのは勿論であるか特に歸省してゐる大學、高等専門學校の學生や旅行滞在中の中央の文化人などの協力を求め、あらゆる機會に相提携して相互の啓蒙に努めること。

六、公民館の編成及設備

公民館の編成及設備は其の町村の特殊性や町村民の要望に應じ、又資金や資材の充足事情に依つて、必ずしも劃一的にする必要はなく、努めて融通性のあるものとすべきであるか、一應公民館の理想的な形態として左の様なものか考へられる。

(一) 公民館に左の部を置き、各部に主事を配置して其の活發な運

營を擔當せしむること

- 1、教養部
- 2、圖書部
- 3、産業部
- 4、集會部

(二) 公民館には其の規模に應じ成るべく左の施設を爲すこと。

- 1、教室
- 2、談話室
- 3、講堂
- 4、圖書室
- 5、陳列室
- 6、作業室
- 7、娛樂室
- 8、宿泊室
- 9、運動場

右の施設は青年學校の施設と共用するものとする。

(三) 公民館には成るべく左の器具及圖書を備へること

- 1、映寫機
- 2、幻燈機
- 3、ラジオ受信機
- 4、製粉機、脱穀機、電氣器具修理器具其他産業指導に必要な器具(農村、山村、漁村、工業地等町村民の生活業態に應じ必要な産業指導用器具)
- 5、各種教養圖書
- 6、各種新聞及雜誌
- 7、蓄音機、樂器其他の娛樂器具
- 8、各種運動器具

七、公民館の事業

(一) 教養部

- 1、教養部には常時左の學級を置き青年團、婦人會等を中心として男女受講生を募集して一般教養に必要な學科を授け、社會生活の實際に即し、善良な社會人としての資質を養成せしむること。
 - イ、成人學級
 - ロ、婦人學級(又は母親學級)
- 2、成人學級は青年學校卒業者其の他一般成人の受講生を以て編成し、左の教育を爲すこと。
 - イ、時事問題、公民常識、社會道徳に關する教育
 - ロ、産業指導の基礎となるべき科學教育
- 3、婦人學級は女子青年學校卒業者其の他一般成人女子の受講生を以て編成し、左の教育を爲すこと。
 - イ、婦人に必要なる時事問題、公民常識、社會道徳に關する教育
 - ロ、家庭生活の科學化に必要な教育
- ハ、家政、育児、家庭衛生、裁縫等に關する教育
- 4、教養部の教育に於ては社會人としての相互啓發の爲、常に研究会、討論會、懇親會等を開催し、又健全な娯樂(映畫、演劇、音樂)等を提供して、樂しみつつ學ぶの體制に於て智識教養の向上を圖ること。
- 5、教養部の講座は専任主事に於て日程及講座豫定を定め、恒久的に開講することとし、其の教育は専任主事が之を擔當する外、町村指導者各種團體幹部、中央招聘講師等適當な部外講師の協力を求むること

(二) 圖書部

(三) 産業部

- 1、圖書部に於ては教養圖書、各種科學雜誌等を購入し、閲覧室を設けて一般町村民の閲覧に供すること。
 - 2、圖書部の圖書は之を積極的に貸出を行ひ又讀書會を開催して、部落に出張指導を行ふこと
 - 3、郷土生活の向上に必要な郷土史料、町村政に關する各種圖表、圖書其の他の資料を陳列し閲覧に供すること。
 - 4、圖書部専任主事は圖書の購入、保管、貸出、讀書指導を擔當すること
- 1、産業部に於ては町村民に對する各種産業の科學的指導を擔當するものとし、之に必要な各種器具機械に依り實物教育を行ふと共に、一般町村民の利用に供すること。
 - 2、産業教育の爲め必要がある場合は各種小工場を附設し、例えば製粉事業、食糧品加工、ホームスパン、鞣皮薬工品、肥料生産、民藝品製造、自轉車修理等の工場を經營すること。
 - 3、町村生活の科學化、合理化の爲出張指導を行ふこと。
 - 4、産業振興に必要な各種資料を整備し、之を陳列觀覽に供すること
 - 5、産業部専任主事は科學的知識技能者か之に當り、右各項の指導を擔當すること。

(以下、印刷不鮮明にて、判読できず)

詳細は次章で検討していくが、(1)で示したいいわゆる「原文通牒」と比較しても、それに修正を加えて作成された(公民館構想)「案」(以下、本論文において「案」と呼ぶ)であることは明確である。

また、「公民館設置運営について⁽⁹⁾」(「次官通牒」、以下、本論文において「次官通牒」と呼ぶ)と比較をすれば、この「案」に修正を加えたものが公民館構想(「次官通牒」の「公民館設置運営の要綱」となっていくことも明確である。

以上の「公民館設置運営ニ関スル件」とこの章で公開した「案」と「次官通牒」とを次章で比較検討することによって、日本文公民館構想案の検討過程で懸案となっていた問題点を指摘しつつ、「次官通牒」の「公民館設置運営の要綱」(公民館構想)の有する価値を具体的に示していくものとする。

(3) 日本文公民館構想案の比較・検討

①公民館構想案のそれぞれの位置づけ

いままで見てきたそれぞれの案を比較してみる。まずは、いわゆる「原文通牒」と「案」それぞれの持つ位置づけを考察していく。

1) 前記(1)の「原文通牒」と(2)の「案」とを比較してみると、「案」の「公民館設置運営要綱」のうち、「一、趣旨」、「二、公民館の目的」は、字句の若干の修正はあるものの、ほぼ「原文通牒」の「一、趣旨」、「二、公民館ノ目的」と同じ内容である。

次に、「案」の「三、公民館運営上の方針」については、(一)～(五)までで「原文通牒」の内容を踏襲し、そこに(六)と(七)を新たに付け加えている。

そして、「案」の「四、公民館の設置」と「五、公民館の管理及運営」については、「原文通牒」の「四、公民館ノ設置及管理」を分割したものである。そのうち、「案」の「四、公民館の設置」の(一)～(三)までは「原文通牒」の「四」の(一)～(三)をほぼそのまま踏襲している。次に「案」の「五、公民館の管理及運営」に関しては、(一)、(二)と(三)～(八)までは様相を異にし、(一)、(二)は「原文通牒」の「四」の(四)(五)をほぼそのまま踏襲しているのに対して、「原文通牒」の「四」の(六)～(八)が全面的に書き換えられて、「案」の「五、公民館の管理及運営」の(三)～(八)が示されている。

以上の比較より、「案」は「原文通牒」に修正を加えた公民館構想案、換言すれば「案」の元となった原案が「原文通牒」であるという結論が得られる。

2) 次に、「案」と成文化された「次官通牒」との比較をしていく。

「案」のいわゆる依命通牒文は、そのまま「次官通牒」の依命通牒文として使用されている。

「次官通牒」の「一、公民館の趣旨及目的」と表題が示されているのは、「案」の「一、趣旨」と「二、公民館の目的」を統合したからと考えられ、大筋は変わらないが、より町村民自身に親しみやすい文章に書き換えられている。

「案」の「三、公民館運営上の方針」は(一)、(二)が踏襲されて「次官通牒」の「二、

公民館運営上の方針」の(一)、(二)となり、「案」の「三」の(五)～(七)は文面の修正を伴いながらも「次官通牒」の「二」の(三)～(五)として引き継がれ、「案」の「三」の(三)及び(四)は文面の修正をされた上で順位も下げられて「次官通牒」の「二」の(六)及び(七)へと引き継がれている。

「案」の「四、公民館の設置」と「五、公民館の管理及運営」は基本的には大幅に修正されて「次官通牒」の「三、公民館の設置及管理」と「四、公民館の維持及運営」に書き換えられているが、「案」の「四」の(三)はそのまま「次官通牒」の「三」の(三)に、「案」の「五」の(一)は表現を変えて「次官通牒」の「三」の(四)に引き継がれている。

以上の比較より、「案」は重要な修正を加えられて「次官通牒」へと成文化されていく公民館構想の審議過程の重要な公民館構想案であるという結論が得られる。

3) ここでこれまでの研究を参照しながら「原文通牒」と「案」の位置づけを考察してみる。

まず想起すべきは、かつて筆者が「公民館構想の飛躍的展開⁽¹⁰⁾」と表現した1946(昭和二十一年)年5月16日の会議である⁽¹¹⁾。その会議で問題とされた点は、第一に公民館を青年学校に附設することに反対の意見が出されたことであり、第二に青年学校長も町村長も公民館長になることは必ずしも妨げないが、好ましくないことが指摘されたことであり、第三にネルソンが公選制の公民館委員会を提案したことである。「原文通牒」から「案」へ、そして「次官通牒」へと修正されていった主要な点は、まさにこれらの修正提案だったのである。

さらに、先の会議では、「その構想は、一般の人々が理解するのに十分に簡潔な言葉で再び書き直されるべきだと示唆され⁽¹²⁾」ている点に注目するならば、カタカナ標記で当時の常識的な通牒の文体で書かれている「原文通牒」がこの会議で検討された公民館構想案であり、その後書き直された公民館構想案が「案」であると考えることができる。

そして、1946年6月1日の会議で「文部省公民館構想は一文一文よく調べられ、徹底的に議論された。寺中氏は、最終承認のための構想を提出する前に、必要な変更を行う⁽¹³⁾」とされているが、このとき検討されていたのが、「案」にあたる公民館構想案であり、同年6月12日の会議で「ほとんどの意見の相違は取り除かれ、構想は次週承認を求めて用意されなければならない⁽¹⁴⁾」とあり、修正を受けるのが「案」にあたる公民館構想案で、修正後に提出されるのが「次官通牒」の「公民館設置運営の要綱」もしくはそれに極めて近い公民館構想案である。

英文公民館構想案を見てみると、1946年6月18日付けの英文公民館構想案⁽¹⁵⁾はほとんど1946年7月1日付けの最終承認された英文公民館構想案⁽¹⁶⁾に近いので、6月18日までには「案」は修正され、最終形態の「次官通牒」の「公民館設置運営の要綱」に極めて近いものに至ると考えられる。

なお、「原文通牒」は宮城県に実際に発せられている公文書にもなったことを考え合わせれば、文部省公民館構想案の完成形であったと考えるのが自然で、1946年5月2日に

初めてネルソンに提出された最初の公民館構想案⁽¹⁷⁾であった可能性が高い。

②日本文公民館構想変遷の焦点<1>青年学校問題

先に見たように、公民館構想検討過程で大きな問題となっていたのが、公民館と青年学校の関連の問題であった。

1) 「原文通牒」の段階では、公民館を「既設ノ青年学校ニ併設シテ施設スルヲ原則トシ」(「原文通牒」の「四、公民館ノ設置及運営」の(一))ていた。

また、同じく「公民館ノ館長ハ青年学校長ヲシテ兼務セシムルヲ原則トスル」(「原文通牒」の「四、公民館ノ設置及運営」の(六)) こととなっていた。

さらに、「公民館ノ職員ハ公民館主事ト呼ビ青年学校職員ヲシテ之ヲ兼務サセル」(「原文通牒」の「四、公民館ノ設置及運営」の(八)) とされ、公民館の施設についても「右ノ施設ハ青年学校ノ施設と共用スル」(「原文通牒」の「五、公民館ノ編成及設備」の(二)) ものとされていた。

つまり、公民館と青年学校の関連の問題は、文字通り「其ノ運営ハ青年学校ノ運営ト不離一体ノ関係ニ於テ為サレルベキモノデアル」(「原文通牒」の「一、趣旨」の最後)と文部省によって構想されていたのである。

2) ところが、先にも見たように、1946年5月16日の文部省社会教育局とネルソンとの会議で、「そうした機関(公民館、筆者)を青年学校に附設するという考えに不賛成の意が表せ」られ、また、同じ会議で、「青年学校長も町村長も必ずしも公民館長になるべきではないことが指摘⁽¹⁸⁾」されている。ネルソンは公民館の運営を青年学校と不離一体のものとして行うという公民館構想に修正を加えるべきであると考えていたのである。

3) これを受けて、「案」の段階では、まず「公民館長は公民館運営委員の互選によるか、或は公民館運営委員会の推薦によつて町村長から之を囑託すること」(「案」の「五、公民館の管理及運営」の(六))を原則としたが、引き続いて「青年学校長か館長を兼務すれば好成績をあげ易いと思ふか必ずしもその必要はなく」(同)という文部省としては青年学校長に公民館長を兼務させたいがそれを曖昧に表現する形をとっているところが象徴的である。さらに、「公民館の職員の選任及其の待遇等も館長の具申により公民館運営委員会で之を決定し町村長が之を囑託すること、主として青年學教教員及國民學校教員が兼務すべきである」(「案」の「五、公民館の管理及運営」の(七))とされた。

それに比して、公民館の施設に関しては、「既設の青年学校校舍に併設して施設するを原則として」(「案」の「四、公民館の設置」の(一))という表現のまま変更されていない。さらに、個々の施設についても、「右の施設は青年学校の施設と共用する」(「案」の「六、公民館の編成及施設」の(二))という表現のまま変更されていない。

4) こうしたさらに修正を要するとネルソンらが考える協議を1946年6月1日⁽¹⁹⁾や同年6月5日⁽²⁰⁾などに重ねて、同年6月12日⁽²¹⁾に合意に至り、公民館構想が完成を見る

のである。

5) 念のために確認しておけば、完成した「公民館設置運営の要綱」つまり公民館構想では、「公民館の設置は各町村に於て各々その町村の必要とするところに基いて自ら企画立案するのを原則とする」(「次官通牒」の「三、公民館の設置及管理」の(一))という文言を枕としながら、「公民館の為に建築を起すことは困難であるから成るべく町村中心地区に在る最も適当な既設建物例えば青年学校又は国民学校の校舎或いは既存の道場、公会堂、寺院、工場宿舎、其の他適当な既設建物を選んで施設すること」(「次官通牒」の「三、公民館の設置及管理」の(二))という構想となり、青年学校への公民館の併設はあくまで例示の一つにすぎない構想へと発展しているのである。なお、公民館の各々の施設に関しても「これらの施設は公民館を併設した建物(学校、公会堂)の之らの施設と共用する」(「次官通牒」の「五、公民館の編成及設備」の(二))と青年学校と切り離された。

また、公民館長に関しては、「公民館長は公民館委員会から選任され其の推薦によつて町村長が囑託すること」(「次官通牒」の「四、公民館の維持及運営」の(五))と明言され、青年学校長との関連は全く断ち切られた構想へと発展しているのである。さらに「公民館には専属又は兼任の職員を置いて公民館運営の仕事を担当させること。公民館職員は主事と呼び、館長が公民館委員会の意見に依つて選定し、町村長が之を囑託すること。主として青年学校教職員及国民学校教員を兼務させるのはよいが、財政に余裕ある限り出来るだけ多くの練達堪能な実力ある人材を専任に囑託するようにすること」(「次官通牒」の「四、公民館の維持及運営」の(六))と発展的に確定された。

③日本文公民館構想変遷の焦点<2>公民館委員会問題

1) 公民館構想の完成過程すなわち日本文公民館構想変遷の過程で最も重要な焦点は、「公民館委員会」の誕生である。「町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出するのを原則とする」(「次官通牒」の「四、公民館の維持及運営」の(三)) 公民館委員会は、「公民館運営に関する計画や具体的方法を決定し、町村当局や公民館維持会と折衝して公民館運営に関する必要な経費を調達経理し、又町村内の産業団体文化団体との間の連絡調整に当る」(「次官通牒」の「四、公民館の維持及運営」の(四)) 民主主義と地方分権とを体現する公民館の最高機関であり、公民館長に関しても「公民館長は公民館委員会から選任され其の推薦によつて町村長が囑託する」とされており、まさに最高機関として公民館委員会は完成した公民館構想で構想されたのである。それはこれまでの社会教育研究の中でも白眉とまで評されるものであることはよく知られている⁽²²⁾。

2) しかし、上記のような「公民館委員会」は「原文通牒」から見られたものではなかった。「原文通牒」にも「公民館運営委員会」なるものが構想はされているが、それは青年学校長が兼務する公民館長の次に位置づけられ、しかも社会教育委員をそのまま委嘱するという位置づけのものであった。具体的には、「公民館ノ総合的運営ノ為ニ公民館運営委

員ヲ設ケ其ノ委員ニハ町村ノ社会教育委員ヲ其ノ儘委嘱スル外青年団婦人会、女子青年団其ノ他文化団体ヲ加ヘル等全町村的ナ組織トスルコト」(「原文通牒」の「四、公民館ノ設置及管理」の(七))と記されているだけであった。

3) そこに先にも見た1946年5月16日の会議で息吹が吹き込まれるのであり、「むしろ、構想が町村長に提出され、選挙された町村議会の助言にもとづいて、公民館委員会を選挙するために、地域選挙が行われるべきであるように思われよう。その委員会は館長を任命し、それがふさわしいと思われるほど大きな諮問委員会(advisory committee)となるべきである⁽²³⁾」という示唆の下で協議が大きく進展していくのである。

4) ところが、先の会議を受けて示されたと思われる「案」では、未だ十分な発展を見せてはいなかった。「案」では、まず「公民館の管理及運営の為に必要と思われるときは、左の二つの機関を作つて努めて民主的に之を運営すること」(「案」の「五、公民館の管理及運営」の(三))として、まずは「イ、公民館維持會」を設定し、次に「ロ、公民館運営委員會」を設定した。そして「公民館維持會は、公民館の設置運営に熱意のある特志者、公民館と関係の深い町村幹部、各種文化團體、産業團體の幹部等を以て組織し、公民館に關し必要な助言を為すと共に、公民館に対する自主的な維持後援を爲すものであること」(「案」の「五、公民館の管理及運営」の(四))という公民館運営委員會に冠する機関を前提に置いた上で、「公民館運営委員會は、公民館維持會員の中から選挙された委員(凡そ三人乃至八人位か適當と思はれ、其の中に教育者及婦人を含むことが望ましい)を以て組織し、公民館の運営に關する計畫や具體的方法について協議し、町村自治體と公民館維持會との間の連絡調整に當るものであること(カッコ内、原文)」(「案」の「五、公民館の管理及運営」の(五))という構想が示されたのである。この案は、過渡的な草案としてはいくつかの興味深い記述を含んではいるものの、先の1946年5月16日の提起⁽²⁴⁾に十分に応えうるものではなかった。

5) これらを踏まえて、1946年5月19日の会議では、「『公民館』構想の修正に関して文部省の寺中氏との会議が開かれた。それは民主的方法で官僚を教育することを意味した⁽²⁵⁾」と報告されるような協議を経て、先にも見た同年6月1日の会議⁽²⁶⁾に至る。さらに同年6月5日には「社会教育局佐藤氏の要請で、民主的教育の原理を議論するために、教育使節団報告書のその部分のいくつかを明らかにする手助けをするよう、担当官(ネルソン、筆者)は上述の人々と会合をした。会議は4時間続き、大学セミナー・ミーティングのように大いに進められた。文部省は、民主的な方法で会議を進めたとはいえ、担当官は、民主主義原理の理解が必要であると感じた⁽²⁷⁾」と報告されているように、民主主義をめぐる協議が大いに進められていく中で公民館構想は描きなおされ、先にも見た同年6月12日の会議⁽²⁸⁾に至って根本的な合意に至り、この項の最初に見た完成形へと結実するのである。

このようにして日本側と連合国軍側とで入念に協議をかさねて完成していった公民館構想は、その公民館委員会という生命線を中心に、戦後日本の地域社会、社会教育の創造という重責を担った、民主主義と地方分権を根付かせる可能態として練り上げられ誕生していったのである。ここに、完成した公民館構想の教育的価値が極めて高いものであることが確認できる。

おわりに

当初、本論文の副題は、「朱膳寺春三『二つの次官通牒』の問題提起に迫る」としていた。論文としての体裁を考慮して「日本文公民館構想案の変遷とJ. M. ネルソン」と本文にある通りに切り替えたが、問題意識の根底を形成しているのはまさに朱膳寺が提起した問題に答えようとするパッションであった。

最後に、本論文で残した課題に言及しておく。

第一に、本論文では、完成した公民館構想の価値に焦点を当てて研究を進めたが、この構想が日本の地域社会にどのように受けとめられていったか、そしてその際に教育的価値の実現が可能であったのかなどの問題に迫る具体的かつ詳細な地域研究が必要となる。

第二に、朱膳寺の提起した「もう一つの次官通牒」が流布した地域においていかなる公民館創造が行われたのかについて、先の地域研究と比較しながら進める「もう一つの」地域研究が必要となる。

第三に、本論文では、日本文公民館構想案の変遷の検討に限定して研究を進めたが、これと対をなす研究として、英文公民館構想案の変遷の検討が必要となる。

課題はそのほかにも山積している。他日を期したい。

【註】

- (1) 朱膳寺春三『公民館の原点 ―その発想から創設まで―』(1985年3月1日、社団法人全国公民館連合会)。
- (2) 朱膳寺、同前書、69～82頁。以下、「原文通牒」を引用する場合、これに従うものとして、あらためて逐一出典を示すことはしないものとする。
- (3) 日本社会教育学会にて、本研究の基礎となる名古屋大学社会教育研究室での共同研究を発表した折、朱膳寺春三もその研究発表を聞いてくださった。それを契機に、千葉県船橋市の朱膳寺の自宅を訪ねた折、朱膳寺が「原文通牒」と呼んでいる本吉地方事務所長の公印のある公文書「公民館設置運営ニ関スル件」を朱膳寺より託された。歴史研究の常識としては、その第一次資料を示すことで論文を構成することに価値があることは十分に承知の上で、その第一次資料を手元に持ちながらも、朱膳寺が世に問うた研究『公民館の原点』に敬意を表して尊重した。
- (4) 朱膳寺、前掲(1)書、112頁。
- (5) 朱膳寺、同上書、108頁。
- (6) 朱膳寺、同上書、108～109頁。
- (7) これまで見てきた朱膳寺の公表した「公民館設置運営ニ関スル件」は、これまでに明らかにされた唯一の次官通牒の案文と考えるが、社会教育研究の中ではこの朱膳寺の「原文通牒」はその扱いを

受けていない。例えば、社会教育研究の中で公民館史に関する代表的な研究である横山宏・小林文人編著『公民館史資料集成』（1986年5月28日、エイデル研究所）においても、その68頁で「この次官通牒については、『二つの次官通牒』と題する考証が『月刊公民館』（一九六三年一月号から六月号まで）に、朱膳寺春三氏（当時宮城県本吉町公民館長）の大へんな努力によって詳細になされている（カッコ内、原文）」と触れているが、その資料群の中にこの「公民館設置運営ニ関スル件」を位置づけている訳ではない。

- (8) *CI&E records*, Box No. 5742, CIE (C) - 04825.
- (9) 比較のためには添付資料として次官通牒「公民館の設置運営について」も掲載したいところであるが、紙幅が許さないので、以下のいずれかの資料で参照されたい。*CI&E Records*, Box No. 5742, Sheet No. CIE (C) - 42826. または、文部大臣官房文書課『終戦教育事務処理提要 第三集』（昭和二十四年三月）529～539頁。あるいは、横山・小林、前掲（7）書、96～104頁。以下、「次官通牒」を引用する場合、あらためて逐一出典を示すことはしないものとする。
- (10) J. M. Nelson, MEMORANDUM TO : Major Orr, 21 May 1946, *CI&E Records*, Box No 5745, Sheet No. CIE (B) - 06430. また、大田高輝「占領下公民館史研究序説（1）- 公民館構想の完成過程と J.M. ネルソンの役割（前編）-」（『名古屋芸術大学研究紀要 第26巻』2005年3月31日）35～37頁も参照。
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*
- (13) J. M. Nelson, Daily Report, 1 June 1946, *CI&E Records*, Box No 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429. また、大田高輝「占領下公民館史研究序説（2）- 公民館構想の完成過程と J.M. ネルソンの役割（後編）-」（名古屋大学大学院教育発達科学研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育研究年報 第19号』2005年3月）9～13頁も参照。
- (14) J. M. Nelson, Weekly Report, 14 - 20 June 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429.
- (15) "The Citizens' Public Hall (Way of Its Creation and Management Outlined)", 18 June 1946, *Trainor Collection*, Box No. 50, Roll No. 43. 小川利夫・新海英行編『日本占領と社会教育 - 資料と解説 -』大空社、1991年2月25日、143～153頁参照。
- (16) "The Citizens' Public Hall (*An Outline of Its Creation and Management*)", 1 July 1946, *CI&E Records*, Box No. 5386, Sheet No. CIE (B) - 02734 - 02735. 小川・新海、同上書、154～165頁参照。
- (17) J. M. Nelson, Weekly Report, 10 May 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429. 大田、前掲（10）論文、32～34頁も参照。
- (18) J. M. Nelson, MEMORANDUM TO : Major Orr, 21 May 1946, *CI&E Records*, Box No.5745, Sheet No. CIE (B) - 06430.
- (19) J. M. Nelson, Daily Report, 1 June 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429.
- (20) J. M. Nelson, Daily Report, 5 June 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429.
- (21) J. M. Nelson, Weekly Report, 7 - 13 June 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429.
- (22) 横山宏・小林文人編著『社会教育法成立過程史料集成』昭和出版、1981年2月28日、25頁。
- (23) J. M. Nelson, MEMORANDUM TO : Major Orr, 21 May 1946, *CI&E Records*, Box No. CIE (B) - 06430.
- (24) *Ibid.*

- (25) J. M. Nelson, MEMORANDUM FOR THE RECORD, 22 May 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429.
- (26) J. M. Nelson, Daily Report, 1 June 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429.
- (27) J. M. Nelson, Daily Report, 5 June 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429.
- (28) J. M. Nelson, Weekly Report, 7 - 13 June 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429.